**※重要：取り扱い厳重注意　＊コピー・FAX・電子化（PDF化）を禁止します。**

年　　月　　日

四日市市三栄町3-14カタオカビル6階

一般社団法人四日市青年会議所

専務理事　　田中　俊太朗　様

一般社団法人四日市青年会議所

委員会

委員長

**個人（事業主）発注に伴うマイナンバーの提出について**

一般社団法人四日市青年会議所の個人（事業主）に対する発注につきましては、

源泉所得税の発生に伴い、以下の通り個人（事業主）のマイナンバーを提出いたします。

事業名　　　 ：

事業実施日　 ：

個人（事業主）：

個人のマイナンバー（個人：12桁）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※ご記入いただいたマイナンバーは一般社団法人四日市青年会議所事務局にて管理し、税務書類作成事務で使用の上、税務署へ提出し、法定保存年限後、破棄いたします。

|  |
| --- |
|  |

**1.マイナンバーは、講師等出演依頼承諾書の署名時に、利用目的（税務書類作成事務の為）を告げ**

**た上で、個人番号カード等による本人確認を行い、契約者様本人からいただいてください。**

**2.マイナンバーは、個人情報です。本状は手書きでご記入頂き、コピー・ＦＡＸ・データ化しては**

**いけません。紙原本のみ取り扱いし、議案書上に反映してはいけません。**

**3.取得したマイナンバーが漏洩した場合や目的外の使用があった場合には、法律による罰則規定等**

**があります。厳重に注意して取り扱いください。**

**4.委員長は本状を取得した際には、直ちに封筒に入れ、封をした状態で一般社団法人四日市青年会**

**議所事務局へ提出してください。他のメンバーに本状記載内容を見せてはいけません。**